

吉良貴之（法哲学、常磐大学）
法実践の社会構成主義的把握の意義と限界
ワークショップ「科学裁判における法と科学の専門性」

2012.04.22 10:25-
応用哲学会@千葉大学

本発表の目的

- 科学技術社会論 (STS) における「法と科学」研究の古典である Jasanoff (1995) を題材に、
 - (1) 科学論 (Science Studies) 的位置付け
 - (2) 専門知と正統性に関する法哲学的考察を行い、後の4本の発表の導入とする。

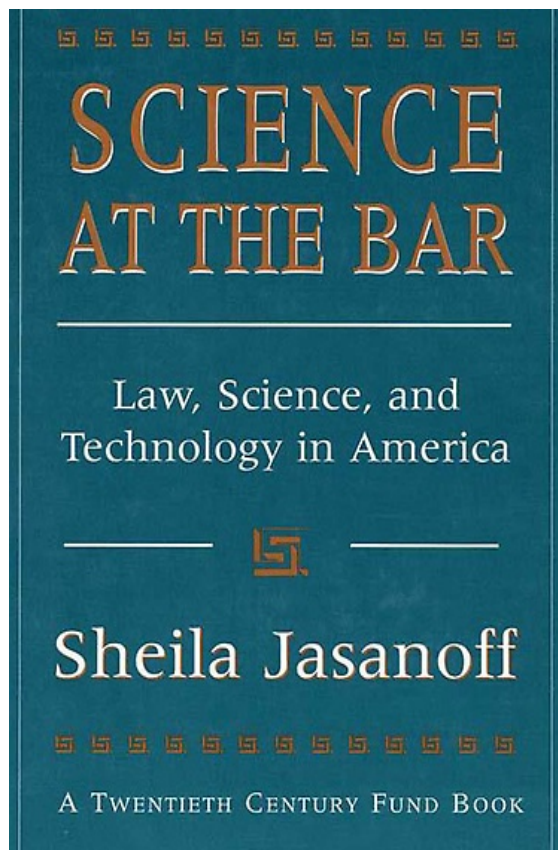
「応哲」「法哲」は聞き間違えやすい。

本ワークショップの趣旨

- 最先端の科学技術問題が争点となる「科学裁判」で不確実性を免れない科学的専門知は、法的意思決定との関連において、
 - (1) どのような特徴を有するか： **社会構築性**
 - (2) どのような規範的意義をもつか： **正統性**について実例を踏まえながら考察する。

本WS発表の一部は、JST-RISTEXプロジェクト「不確実な科学的状況での法的意思決定」(代表:中村多美子)の成果である。

Sheila Jasanoff, *Science at the Bar*, HUP, 1995 (宣伝)



渡辺千原・吉良貴之 監訳
中村多美子・関谷翔・小林史明・
住田朋久ほか訳

シーラ・ジャサノフ
『法廷に立つ科学(仮)』

勁草書房より、2012年中に刊行予定。

「科学裁判」における専門知 (1)

- 最先端の科学技術問題が争点になる訴訟
不確実性や複合性により、狭義の「専門家」が存在しない
そこにおける「専門知」の意味は？
 - (1) 「専門知」は法と科学の現場において、**相互に正統化**されている。
Jasanoffに代表されるSTSに特徴的な**社会構成主義的把握**

「科学裁判」における「専門知」(2)

- (2) 集合的意思決定における、「専門知」の
「**正統性 (legitimacy)**」の問題
その内容の正当性 (justness; soundness; etc.)
からは独立した、手続的価値の問題
「二階の (second-order) 正当性」
その専門知に基づいた集合的意思決定を
なぜ尊重しなければならないのか？

集合的意思決定の正統性の諸相

- 立法は (1) **民主的答責性**の担保、(2) 強大な情報集約能力などにより正統性が高い。
- 行政は (1) 機動性、(2) 個別的事情への臨機応変な対応能力により、それに準じる。

しかし、司法はどれも弱い。特に「科学裁判」で判断するのは「素人」の裁判官である。

(小林報告)

司法の正統性根拠としての自律性 / 自立性

司法の正統性は、

- (1) 立憲主義的価値の最後の砦であること
- (2) 法曹共同体による**自律的・自立的**な判断の蓄積があること

などによって説明されてきた。

民主的政治過程から相対的に独立した中立的・不偏的な意思決定の意義（リベラル）

「科学の共和国」の揺らぎ

- 科学は自然現象の客観的説明を目的とし、
専門家集団による高度の自治性・自律性を持つ。
自律性ゆえの正統性という古典的理解
- しかし、現代の複雑な科学の営みにおいては、
「科学」の営みとその「専門知」は、諸社会システムによる相互規定性のもとにある。
「司法」もその一端を担う。(Jasanoff)

法実践の社会構成主義的把握

- STS(「科学論の第二の波」)的社会構成主義は、「法と科学」を相互正統化のダイナミズムのもとに捉える。

例1(科学 法) 「専門的」知見の提供

例2(法 科学) その採用による権威付け

理論的考察として、関谷報告
相互正統化の具体例として、住田報告

社会構成主義的把握の意義と限界

- 各ローカル知の一時的着地点としての専門知
- 「法と科学」相互正統化過程の**動態性・政治性**を暴露する点で、一定の記述的妥当性

リアリズム法学 ~ Critical Legal Studies

- 過度の相対主義的傾向ゆえに、法的意思決定において**現実に生じている一定の収斂**を説明できない。

認識論からの「実践的」逃避

結果としての現状肯定・保守化

(中村報告)

科学論の第三の波

「専門知」の復権？

- 「法と科学」それぞれの自律性を一定程度、認めることにより、「専門知」の
 - (1) 認知的正当性
 - (2) 意思決定の正統性を回復する志向性：(cf. Collins & Evans, 2002)
- Jasanoffら「第二の波」からは、「民主的」利害関係者を排除する、テクノクラシー的反動であると批判されるものの…。

まとめ： 専門知と(民主的)正統性の調和に向けて

- 裁判を「法と科学」の相互正統化の場として外在的に見るだけでなく、両者の判断が収斂する場として内在的に捉え直していく必要性
「正解」の有無の原理的検討
- 民主的政治過程を**情報集約**の効率的な場として捉え、「現代型訴訟」としての「科学裁判」の正統性を法システム全体の中に位置付けていくこと。

以上、ご清聴ありがとうございました。

常磐大学国際学部嘱託研究員(本務)
明治大学法科大学院ジェンダー法センター客員研究員
弁護士法人リブラ法律事務所学術研究員

吉良貴之 KIRA Takayuki (法哲学)

jj57010@gmail.com

<http://jj57010.web.fc2.com>